

1 ホットラインの導入

平成29年6月1日～(平成29年度水防計画書に明記)

2 基本方針

○洪水予報河川(3河川)・水位周知河川38河川を対象に行う。

○洪水予報河川については、以下の事象が発生したときに行う。

- ①避難判断水位(レベル3)に達し、氾濫警戒情報を発表したとき。【避難準備・高齢者等避難開始の目安】
- ②各水位観測所において、氾濫危険水位(レベル4)に達したとき【避難指示の目安】
- ③氾濫が発生したとき。

○水位周知河川については、以下の事象が発生したときに行う。

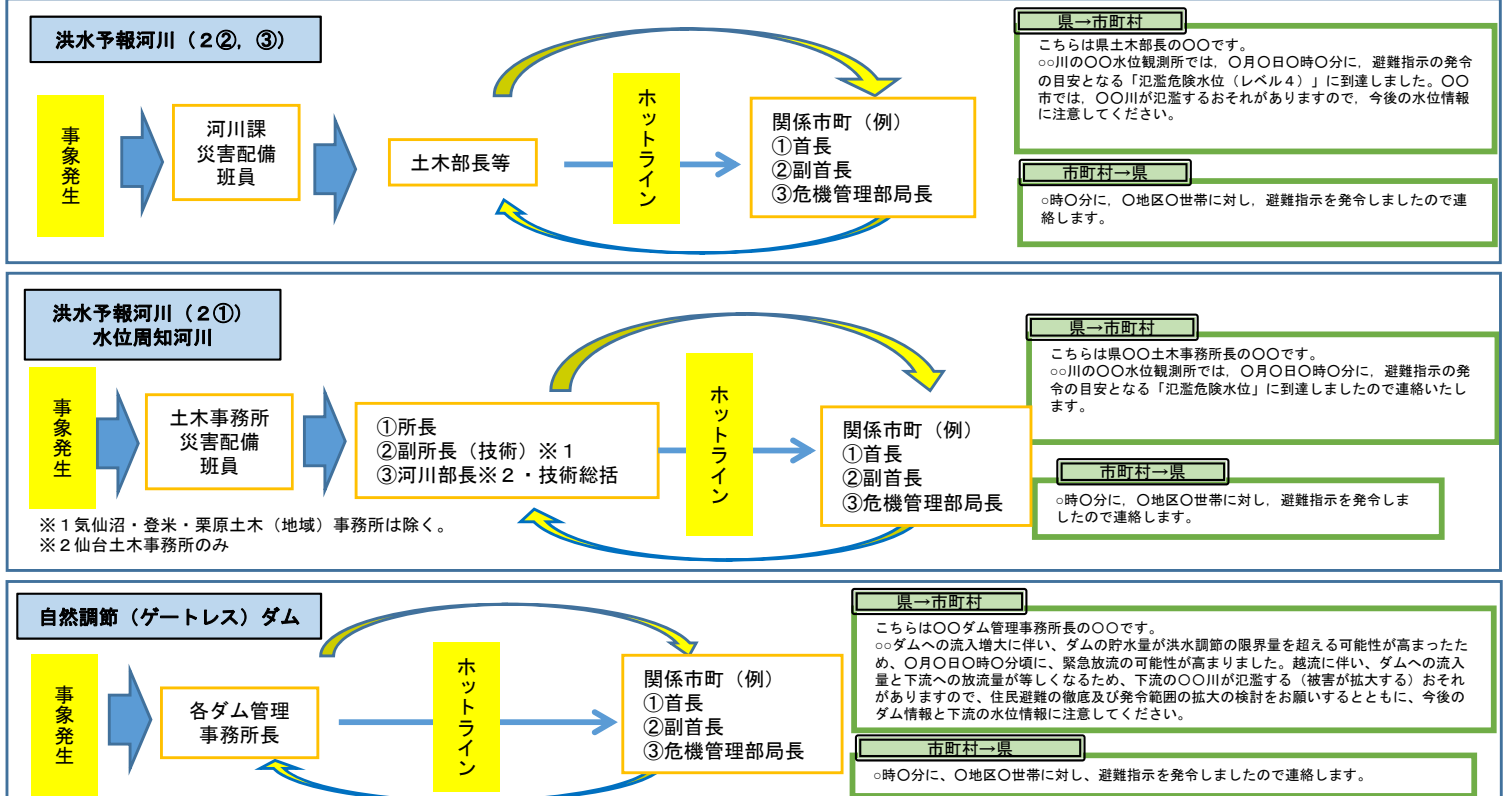
- ①避難判断水位に達したとき【避難準備・高齢者等避難開始の目安】
- ②氾濫危険水位に達したとき【避難指示の目安】

○自然調節(ゲートレス)ダムについては、以下の場合に通知を行う。

- ①緊急放流(非常用洪水吐越流)の3時間前
- ②緊急放流(非常用洪水吐越流)の1時間前
- ③緊急放流(非常用洪水吐越流)開始時

気象庁の 警報等	危険度の レベル	水 位	洪水予報河川 水防法10条、11条	水位周知河川 水防法13条	
大雨警報(浸水害)	5	氾濫の発生	【ホットライン】 〇〇川 氾濫発生情報	【ホットライン】 〇〇川 氾濫危険情報	・市町村長の避難指示の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位 ・市町村長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起 ・水防団の出動の目安
洪水警報	4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	【ホットライン】 〇〇川 氾濫危険情報	【ホットライン】 〇〇川 氾濫危険情報	
大雨注意報	3 (警戒)	避難判断水位	【ホットライン】 〇〇川 氾濫警戒情報	【ホットライン】 〇〇川 氾濫警戒情報	
洪水注意報	2 (注意)	氾濫注意水位	〇〇川 氾濫注意情報		
気象庁資料より	1	(警戒水位) 水防団待機水位		※氾濫危険水位以外の水位でも情報発表している河川あり	

3 ホットラインの連絡体制



4 気仙沼・南三陸圏域におけるホットライン構築状況

河川名	対象市町村	避難判断水位 (レベル3)	氾濫危険水位 (レベル4)	氾濫発生 (レベル5)
水位周知河川	大川(大川本町)	気仙沼市	所長→首長	所長→首長
	鹿折川(鹿折大橋)	気仙沼市	所長→首長	所長→首長
	津谷川(花見橋)	気仙沼市	所長→首長	所長→首長
避難情報の目安		(高齢者等避難)	(避難指示)	(緊急安全確保)
ダム名		河川名	対象市町村	
自然調節(ゲートレス)ダム	払川ダム	伊里前川	南三陸町	